

会社概要

商号	株式会社ケンイ
所在地	福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県医師会館3階
連絡先	TEL 092-431-4847 FAX 092-431-4811
メール	u-keni@fukuoka.med.or.jp
HP	https://www.keni.fukuoka.med.or.jp/
設立	平成9年4月1日
代表取締役	代表 平田 泰彦 (福岡県医師会 会長)
経営理念	「会員と共に歩むケンイ」をモットーとし、福岡県医師会と一体となって保険事業、福利厚生事業を通じ、会員の皆さまをご支援します。
事業内容	1.保険代理店業務(福岡県医師会指定代理店) 2.その他福利厚生事業 3.各種専門医会事務局
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社


 専門医会等事業 お問い合わせ TEL 092-431-4845
 FAX 092-431-4811

福岡県内科医会	メール fppa@fukuoka.med.or.jp
福岡県臨床外科医学会	メール ringe@fukuoka.med.or.jp HP http://fscs.sakura.ne.jp/top.html
福岡県産婦人科医会 (九州ブロック会)	メール faog_office@fukuoka.med.or.jp HP https://www.association.fukuoka-og.com/
福岡産科婦人科学会 (専門医制度)	メール faog_office@fukuoka.med.or.jp HP http://www.society.fukuoka-og.com/
福岡県医療法人協会	メール fuku-i-ho-kyo@fukuoka.med.or.jp HP http://fuku-i-ho-kyo.com/
福岡県警察医会	メール kei-dr@fukuoka.med.or.jp

専門医会・
団体の事務局を
しています。



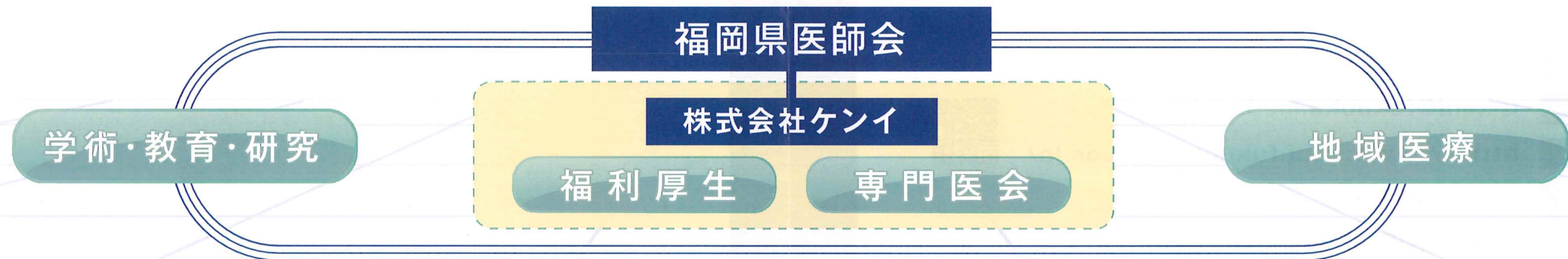
KENI ケンイ

COMPANY PROFILE



福岡県医師会設立会社
株式会社ケンイ

株式会社ケンイは、福岡県医師会が会員の福利厚生のために設立した会社です。



「会員と共に歩むケンイ」をモットーとし、福岡県医師会と一体となって保険事業、福利厚生事業を通じ、会員の皆さまをご支援します。

会員向けサービス

医療安全セミナー開催支援

「ヒューマンエラーと医療安全」、「患者家族とのコミュニケーション」、「苦情対応のポイント」等のテーマで医師会および会員医療機関院内セミナーの開催を支援。

医業経営セミナーの開催

税制改正や相続等の医業経営に関わるテーマでセミナーを開催。

防災安全診断サービス

建物の防火・防災体制に関して、独自のマニュアルを用いた簡易診断サービスの提供。

医療機関向けオートリース

車両管理の合理化とコスト削減に向けてオートリース活用のご提案。

医療機関向け福利厚生制度

医療機関職員の採用（リクルート）および定着のための福利厚生サービスのご提案。



会員向け保険

会員メリットを活かした保険を提案します。ご家族や従業員の方々にもご利用いただける保険商品も取り揃えております。

医師賠償責任保険（団体割引20%適用）

医療業務・管理施設に関する賠償リスクに備える保険です。病院、診療所、勤務医すべての保険を取り扱っております。

休診補償制度（所得補償保険）（団体割引20%適用）

病気やケガで就業不能になった場合の収入を補償します。開業医・勤務医向けのプランをご用意しております。また、保険料の無事故戻し制度があります。

医療機関用サイバー保険、個人情報取扱事業者保険（団体割引20%適用）

個人情報漏えい事故、サイバー攻撃による通信機器等の破損等を補償します。

自動車保険・火災保険（集団扱割引5%適用）

自動車事故、火災・地震に備える保険です。集団扱による割引が適用されます。

ゴルファー保険（団体割引20%適用）

ゴルファー必見のワイドな補償をご用意しております。

医療保険・がん保険・その他生命保険

個人・法人向けの各種医療保険・がん保険・生命保険（退職金積立プラン等を含みます）を取り扱っております。お気軽にご相談ください。

上記以外にも各種損害保険・生命保険の取扱いを行っております。このご案内は概要を説明したものです。詳細はケンイまでお問い合わせください。

福岡県医師会団体 医師賠償責任保険のご案内

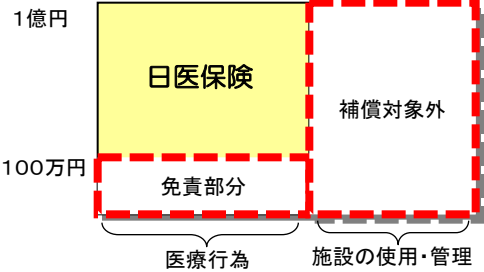
ご参考

日医保険(日本医師会医師賠償責任保険)の内容

- ◆保険契約者: 公益社団法人日本医師会
- ◆被保険者: 日医A会員
- ◆てん補限度額: 1事故(同一医療事故につき)1億円/保険期間中3億円
- ◆免責金額: 1事故(同一医療事故につき)100万円

- ・日医保険の補償には100万円の免責部分があります。
- ・日医保険は会員による医療事故により生じた責任を補償します。
(建物設備の使用・管理上の事故による責任は補償されません。)

<日医保険の補償限度額と補償範囲>



福岡県医師会団体の医賠に加入することにより、
日医保険の不足部分(上記図中の点線部分)を補完できます。



福岡県医師会団体 医師賠償責任保険の内容

団体割引20%

(保険期間1年、一括払)

加入の型(例) <1型契約>		保険金額 <医療上の事故>		保険金額 <建物設備の使用・管理上の事故>				保険金額 <人格権侵害事故>		保険料
医師 特約	医療施設 特約	対人 (1事故 につき)	対人 (1年間 につき)	対人 (1名につき)	対人 (1事故につき)	対物 (1事故につき)	自己 負担額	1名	1事故・ 期間中	
1	100B	100万円	300万円	1億円	10億円	2,000万円	なし	1,000万円	1億円	7,344円
1	300B	100万円	300万円	3億円	30億円	6,000万円	なし	1,000万円	1億円	7,896円

※診療所の経営形態が次に該当する場合にご選択いただけるプランです。

<1>個人立の診療所で開設者がA①会員、A②会員の場合

<2>一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A①・A②会員であり、かつ非常勤医師がいない、
または、勤務医が日医A①・A②会員の場合

●このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<取扱代理店>

福岡県医師会設立会社 **株式会社 ケンイ**

〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30

福岡県医師会館3F

TEL 092-431-4847 FAX 092-431-4811

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

<引受保険会社>



損害保険ジャパン株式会社

福岡支店 営業第一課

〒812-8668 福岡県福岡市博多区博多駅前2-5-17

TEL 092-481-5310 FAX 092-414-9871

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

医師賠償責任保険の概要

この保険は・・・

医師が日本国内においておこなった医療上の過失によって、医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します(医師特約条項)。
また、医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の欠陥に起因する事故によって、第三者の身体障害や財物損害が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します(医療施設特約条項)。

被保険者は・・・

<医師特約条項>

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師(管理者、勤務医師等)、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

<医療施設特約条項>

記名被保険者(加入者証に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人
その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

お支払いする保険金

<1>医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

<2>医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合・・・治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・人格権侵害事故の場合・・・慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合・・・修理費、再調達費など(被害にあった財物の時価額を超えない範囲でのお支払いとなります。)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

保険金をお支払いする主な事故例

医師特約 : 手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。

医療施設特約: 病院で出火して入院患者が死亡した。／待合室の天井が落下して見舞い客がケガをした。

保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

1. 賠償責任保険共通の免責事由

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任(※)
 - ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
 - ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
 - ④記名被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
 - ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任(※)
- (※) 損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など

2. 医師特約に関する免責事由

- ①医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
 - ③医療の結果を保証することによって加重された責任
- など

3. 医療施設特約に関する免責事由

<医療施設業務担保条項>

- ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任。
- ②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④航空機、自動車(原動機付自転車も含みます。)または医療施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任(放射線照射は、医療放射線を除きます。)

<人格権侵害担保条項>

- ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
 - ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- など

保険期間

1年間となります。

※医師特約については、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります(損害賠償請求ベース)。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります(事故発生ベース)。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。

福岡県医師会

団体割引

20%

休診補償制度のご案内

(団体所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

病気やケガで倒れてしまったら…?

そんなことを考えたことがありますか？

大切な患者さんは…?

家族の生活は…?

従業員への負担は…?



そんなときにお役に立つ制度が
福岡県医師会にあるのをご存知ですか？



所得補償保険は病気やケガで仕事ができなくなった時など就業不能期間の所得を補償する保険です。

20%



無事故戻し20%

保険期間中に事故がない場合は、保険料の20%をお戻しします。

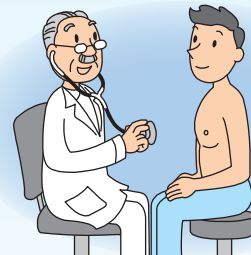
※中途脱退の場合、返れい金はありません。



手続きカンタン

健康状態に関する告知のみでご加入OK

※告知された内容によっては、ご加入をお断りする場合や特別な条件付きでご加入いただく場合があります。



診査
不要



自宅療養も補償

入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

このご案内は概要を説明したものです。

ご加入手続きその他この保険の詳細につきましては取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

〈引受保険会社〉



損害保険ジャパン株式会社

福岡支店営業第一課
〒812-8668
福岡市博多区博多駅前2-5-17
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
TEL: 092-481-5310

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

福岡県医師会設立会社

株式会社ケンイ

〒812-0016
福岡市博多区博多駅南2-9-30
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
TEL: 092-431-4847 FAX: 092-431-4811

先生の医業と生活をお守りします！

※本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料および葬祭費用補償特約保険料を除きます。

また、事業主費用追加補償特約をセットするプランは、全額控除対象外となります。（令和5年5月現在）

休診補償制度の特長 （所得補償保険／団体長期障害所得補償保険）

1年プラン（所得補償保険）

1 病気・ケガで入院または医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償します！

- 業務中・業務外、国内・国外、病気・ケガを問わず幅広く補償します。

2 代診の有無に関わらず保険金をお支払いします！



3 入院時も手厚い補償！対象期間は最長1年間！

- 従来は、就業不能開始後から支払対象外期間を超えかつ対象期間（1年）が限度でしたが、入院の場合は、支払対象外期間の間の入院期間についても補償します。保険金を受け取られても、通算して1,000日分保険金を受け取られるまで継続できます。

4 健康状態に関する告知のみでご加入OK！

- 告知内容・過去の傷病歴等により、特別な条件付きでご加入いただく場合やご加入をお断りする場合があります。
- 前年度の保険金支払い状況により、特別な条件付きでご加入いただく場合やご加入をお断りする場合があります。

5 団体割引20%適用！さらに1年間無事故なら保険料の20%をお返し！

- 福岡県医師会を保険契約者とする団体契約のため、個人で加入されるよりもお得です。
- ※中途脱退の場合、返れい金はありません。



6 精神障害も補償します！

- 気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害が補償対象となります。（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象にはなりません。）

7 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガでの就業不能も補償！

ロングサポートプラン（団体長期障害所得補償保険）

1 長期の補償で本当の安心、対象期間は最長満70歳まで！

- 病気やケガにより長期間の療養が必要になっても、最長満70歳まで月々の所得の減少分を補償します。
- 保険始期日時点での年齢が満65歳～69歳の場合の対象期間は、一律3年間となります。

2 復職後も減収した収入を補償

- 復職しても、20%を超える所得の喪失がある場合は、その割合に応じて保険金をお支払いします。

3 健康状態に関する告知のみでご加入OK！

- 告知内容・過去の傷病歴等により、特別な条件付きでご加入いただく場合やご加入をお断りする場合があります。
- 前年度の保険金支払い状況により、特別な条件付きでご加入いただく場合やご加入をお断りする場合があります。

4 精神障害も補償します！

- 気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害が補償対象となります。（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象にはなりません。）

※保険金のお支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年が限度となります。



5 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガでの就業障害も補償！

診療継続のために代診医師を雇い入れる費用を補償

代診費用補償プラン〈事業主費用補償特約〉

もし先生が倒れ、診療継続のため代診医師を雇い入れる場合、その費用は非常に高額な負担となり、医業経営に大きな支障をきたします。医業経営の安定のためには、院長ご自身の休業補償だけでは不足であり、院長の代わりに診療をしてくれる代診医師の費用の補償が必要です。そのために生まれたのが、代診費用保険です。

① 代診医師の給与等費用の他、求人費用も補償

万一先生が病気・ケガで働けなくなった時、代診医師の雇い入れ費用を補償します。

② ご自身の所得補償とは別に加入可能

ご自身の費用とは別に加入できます。代診費用単独での加入も可能です。

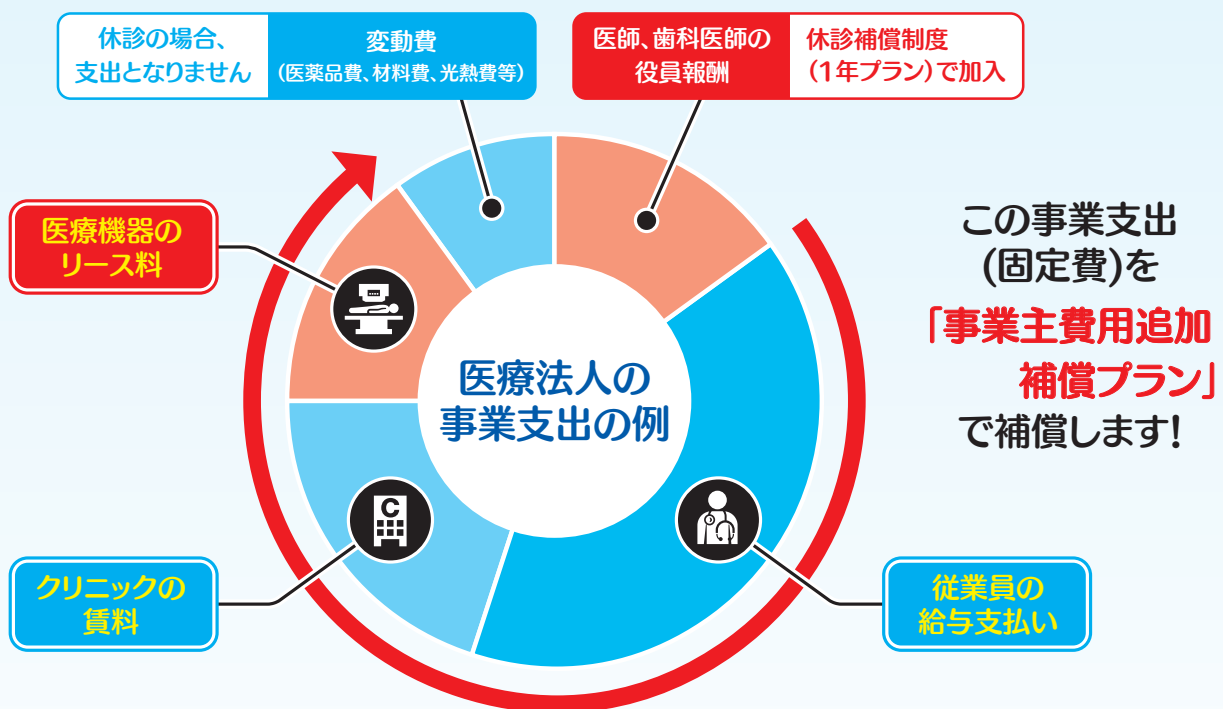
代診医 人件費事例 日本医事新報 求人情報より

○内 科	(事例 1)	日給 96,000 円	
	(事例 2)	日給 8 万円	「日本医事新報 No.4538 号」より
○小児科	(事例 1)	日給 5 万円	「日本医事新報 No.4537 号」より
	(事例 2)	日給 8~15 万円	「日本医事新報 No.4538 号」より
○眼 科	(事例 1)	日給 8~15 万円	「日本医事新報 No.4538 号」より
	(事例 2)	日給 75,000 円	「日本医事新報 No.4536 号」より

事業を一時的に休止せざるを得ない場合の事業支出(固定費)を補償

事業主費用追加補償プラン〈事業主費用追加補償特約〉

このプランに加入できるのは医師が一名の医療法人が対象になります。その他適用には条件があります。



① 「休診期間中の事業支出」を補償します

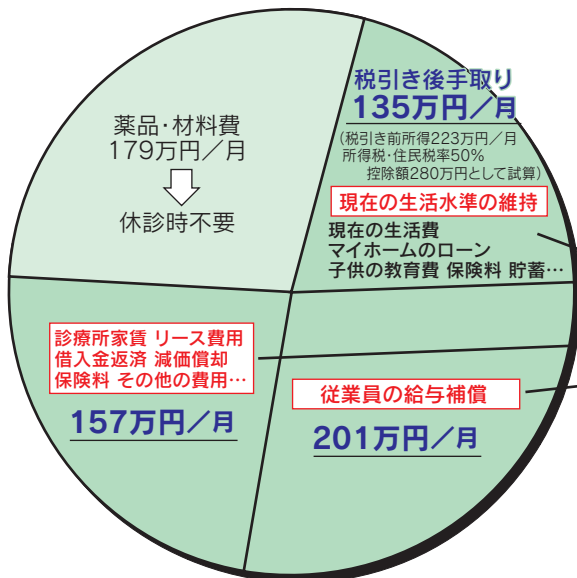
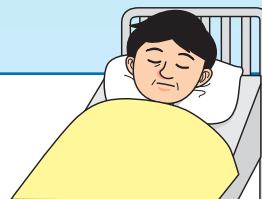
② 補償限度額(保険金額)は事業支出(固定費)を基準に設定可能

③ 「代診医」の雇い入れ費用とセットにすることも可能です

(例) 個人診療所の院長先生が休診した場合…

平常時の医業収入(平均) **758万円/月**

中央社会保険医療協議会
『医療経済実態報告』
無床診療所平均(平成27年度)

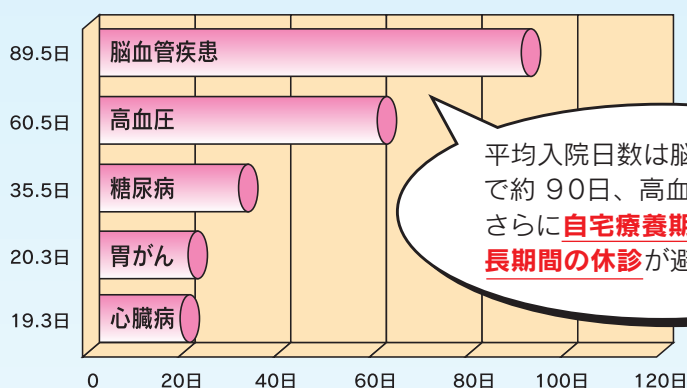


収入がストップした状況で、
『現在の生活水準維持』
『従業員の給与補償』
『診療所家賃・リース・借入金返済等』
など、休診となっても **平常時に近い
大きな経費・出費を毎月余儀なく
されます。**

上記例の場合
毎月 **493万円 + α** の費用が
必要となります。

中央社会保険医療協議会「医療経済実態調査(平成27年6月)」より

□平均在院日数



平均入院日数は脳血管疾患
で約 90日、高血圧で約 61日。
さらに **自宅療養期間も加わり、
長期間の休診**が避けられません。

さらに、医療費の負担
も発生します。

医療費負担

- ①個室ベッド **2~6万円/1日**
 - ②治療費負担(1日あたり)
- | | |
|--------|-------|
| がん | 2.5万円 |
| 心筋こうそく | 2.1万円 |
| 脳出血 | 1.9万円 |

代診医師 雇入費用
50万円/月以上

診療継続のため、代診医師を雇い入れる場合は、非常に**高額
の費用負担**となり医業経営に大きな支障をきたします。**経営
の安定**には、先生ご自身の休業補償だけでなく、代診医師の
補償も必要です。

「厚生労働省 平成26年 患者調査より」

保険料の無事故戻し制度

1年間無事故で保険金のご請求をされなかった場合は、保険料の20%を無事故戻し返れい金
としてお戻しします。

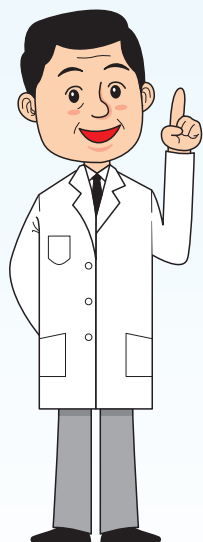
保険料
例

- ☆45~49歳 ☆補償月額100万円 ☆保険期間1年 ☆職種級別1級 ☆支払対象外期間4日間
- ☆団体割引20%適用 ☆対象期間1年 ☆月払保険料25,500円(年間保険料306,000円)
- ☆天災危険補償特約、入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)、精神障害拡張補償特約セット

年間保険料 306,000円



※無事故戻し 306,000円 × 20% = 61,200円 をお戻しします。



『福岡県医師会団体所得補償保険』で十分な休診補償をお備えください！

ケンイから会員の皆さまへ



損害保険ジャパン株式会社

集団扱自動車・火災保険のご案内

■ 集団扱自動車・火災保険のメリット

お得！

① 保険料の**分割割増なし！**さらに一括払なら**5%割引**です！

集団扱は分割払による割増がありませんので割安です(一般の口座振替分割払は5%の割増があります。)。一括払であれば、さらに集団扱一括払による5%の割引が適用されます。

便利！

② 保険料は「**キャッシュレス**」で手続きが簡単です！

保険料のお支払いは、責任開始月の2ヶ月後に指定口座からの控除となりますので、ご契約時に現金のご用意は不要です。

ご契約者（お申込人）の範囲は、以下のいずれかの方にかぎります。

○福岡県医師会会員

記名被保険者（申込書の被保険者欄に記載する方）の範囲は、以下のいずれかの方にかぎります。

○契約者

○契約者の配偶者

○契約者またはその配偶者の同居の親族

○契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

○ご契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族（火災保険のみ）

（注）親族とは6親等内の血族・配偶者（内縁を含みます）および3親等内の姻族をいいます。

■ 自動車保険その他のサービスご紹介



無事故による割増引（ノンフリート等級）も継承されます。

他の保険会社やJA共済・全労済等からの切替でもOK！（※一部共済で継承できないものがあります。）

ご家族の車も対象になります。

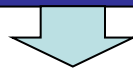
配偶者・同居の親族の方が所有するお車も対象となります。ただし、保険契約者はいずれの場合も会員になります。

万が一の時にも安心です！

業界トップクラスの事故対応拠点網

全国に展開する事故対応拠点網と充実の専任スタッフ陣がお客さまに安心をお届けします。万が一の事故の際は、365日24時間体制でお客さまをサポートします。

■ 火災保険その他のサービスご紹介



すまいとくらしのアシスタントダイヤル

～充実のサービスをすべてのプランで無料付帯～

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配して応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

補償内容がひと目でわかる！「保険のとりせつ」

「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」では、お客さまのご契約内容が○×表示でひと目で確認いただけるわかりやすい「とりせつ（取扱説明書）」をお届けします。

お客さま向けインターネットサービス

マイページ会員にご登録いただくと、インターネット上でいつでもご加入の契約内容をご確認できるようになります。その他にも住所・電話番号のご変更手続き、お取引のある代理店への保険相談が可能です。

お見積依頼書

(株)ケンイ 行

FAX : 092-431-4811

お見積もりをご希望の場合は、

- ①下記の項目をご記入のうえ
- ②現在ご加入保険証券のコピーを添えて
- ③上記FAX番号にご送付ください。



ご希望のご契約条件を
おうかがいたうえて、
お見積もりをさせていただきます。

<個人情報の取扱い>

(株)ケンイは、ご提出いただいた保険証券およびこの保険お見積依頼書に記載いただいた個人情報をもとに、お客さまのニーズに合った保険契約プランをご提案させていただきます。

なお、適切でわかりやすい資料にてご提案させていただくために、同個人情報を(株)ケンイが損害保険代理店委託契約を締結している引受保険会社に提供することにご同意のうえ、保険お見積依頼書にご記入ください。

自動車保険

火災保険

フリガナ		フリガナ	
お名前		住所	
勤務先			
TEL	ご自宅	日中の連絡先	携帯 勤務先
希望連絡先	ご自宅	日中の連絡先	

満期日もご記入ください。(月まででも結構です。)

満期日 令和 年 月 日

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- 「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険（賃貸住宅内収容家財）」のペットネームです。
- このチラシは集団扱自動車保険・火災保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」またはパンフレットをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください
- 「THE クルマの保険」は「個人用自動車保険」、「SGP」は「一般自動車保険」のペットネームです。

<引受保険会社>



損害保険ジャパン株式会社

福岡支店営業第一課
〒812-8668
福岡市博多区博多駅前2-5-17
損保ジャパンビル
TEL : 092-481-5310
(受付時間 午前9時～午後5時)

お問い合わせ先

<取扱代理店>

福岡県医師会設立会社

(株)ケンイ

〒812-0016
福岡市博多区博多駅南2-9-30
TEL : 092-431-4847
(受付時間 午前9時～午後5時)
FAX : 092-431-4811



SOMPOひまわり生命

あなたが健康だと、だれかがうれしい。

福岡県医師会の皆さまへ

がん保険のご案内

終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)

～がん予防から治療後のケアまでトータルサポート～

■保障内容 保険期間・保険料払込期間:終身 基準給付月額:10万円

		お支払限度	お支払額	
主契約	がん治療給付金	がんの治療を目的としてつぎのいずれかに該当したとき ①手術 ②放射線治療 ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④緩和療養 ⑤入院 (がんゲノムプロファイリング検査を含む)	通算120か月限度 (1か月に1回) *①②⑤は通算無制限	1か月につき 10万円
	自由診療 抗がん剤・ ホルモン剤治療 給付金※1	つぎのいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき ①先進医療※2 ②患者申出療養※2 ③がんを適応症として厚生労働大臣に承認されているもの ④欧米で承認されたもの	通算12か月限度 (1か月に1回)	1か月につき 20万円
	自由診療 乳房再建給付金 ※1	所定の乳房再建術を受けたとき	一乳房につき 1回限度	一乳房につき 10万円
オプション	がん診断 給付特約 (がん診断給付金)	・初めてがんと医師により診断確定されたとき ・前回のがん診断給付金のお支払事由該当日から起算して1年経過後に新たにがん(再発・転移を含む)と医師により診断確定されたとき ・前回のがん診断給付金のお支払事由該当日から起算して1年経過後にがんの継続治療(入院・外来治療)を受けたとき ・前回のがん診断給付金のお支払事由該当日から起算して1年経過後にがんの在宅医療による緩和療養を受けたとき	回数無制限 (1年に1回限度)	1回につき 100万円
	新がん先進医療 特約※3	がん先進医療給付金 がんを原因とした先進医療※2による療養を受けたとき	通算2,000万円	先進医療の 技術料相当額
		がん先進医療支援給付金 がん先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	同一の先進医療の 療養について1回限り	1回の療養につき 15万円

上皮内がんも保障

●主契約(がん治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療乳房再建給付金)+がん診断給付特約+新がん先進医療特約の保障内容です。

●主契約は終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)です。

●保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、死亡給付金はありません。また保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

※1 がん治療給付金の支払対象とならないものが対象です。

※2 先進医療・患者申出療養とは、厚生労働大臣が定める施設基準および医療技術または個別に認める医療技術に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限りします。そのため、対象となる施設基準・医療技術は変動します。

※3 被保険者が既に引受保険会社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

【がんの保障の開始と保険料のお払込みについて】

ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しません。

本がん保険の保障はご契約から3か月後に開始し、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。

●ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。

■保険料例(口座振替月払)表面保障内容の場合

- 被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。ご契約時に健康状態などが引受保険会社の定める基準を満たしたうえで、過去1年間に喫煙歴がない場合、割安な保険料でお申込みいただけます。
- 喫煙状況の確認のため、お申込み内容により告知に加えて所定の検査を求めることがあります。
- 検査の結果によっては、非喫煙者保険料率が適用できない場合があります。

(令和5年6月現在)

契約 年齢	男性 (非喫煙者保険料率)	男性 (喫煙者保険料率)	女性 (非喫煙者保険料率)	女性 (喫煙者保険料率)
20歳	1,691円	1,741円	2,101円	2,511円
25歳	1,971円	2,051円	2,451円	2,971円
30歳	2,331円	2,441円	2,881円	3,511円
35歳	2,771円	2,901円	3,321円	4,091円
40歳	3,361円	3,531円	3,761円	4,661円
45歳	4,111円	4,351円	4,111円	5,111円
50歳	5,101円	5,421円	4,311円	5,371円
55歳	6,351円	6,791円	4,551円	5,681円
60歳	7,841円	8,451円	4,951円	6,201円
65歳	9,631円	10,401円	5,371円	6,761円
70歳	11,591円	12,581円	5,701円	7,181円
75歳	13,791円	15,001円	5,951円	7,491円
80歳	15,771円	17,161円	6,241円	7,891円

- がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- 法人で加入をご検討される場合、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

このご案内は、商品の概要を説明したものです。詳細につきましては「商品パンフレット」「ご契約のしおり」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1新宿セントラルパークビル
＜公式ウェブサイト＞<https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

＜お問い合わせ先＞

株式会社ケンイ(福岡県医師会設立会社)

〒812-0016
福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号福岡県医師会館3F
TEL:092-431-4847

福岡県医師会 新入会員の皆さまへ

福岡県医師会設立会社
株式会社ケンイ

株式会社ケンイでは、スケールメリットをいかした会員専用の各種保険を取り扱っております。
☆ケンイ宛のご連絡方法（お電話によるお問い合わせの他、以下もご活用ください）

- ①下記FAX連絡表の送信
- ②ホームページ「お問い合わせフォーム」からの送信

お気軽にお問い合わせください。

QRコードより
アクセスいただけます。⇒



F A X 連絡票 (092-431-4811)

会員ご氏名			所属医師会		
生年月日	昭和・平成	年	月	日	性別 ☐ 男 ☐ 女
ご所属 医療機関名称	(開設者・勤務医(常勤・非常勤))				
ご住所	※ご自宅 〒 — —				
	※開設・勤務医療機関 〒 — —				
ご連絡先	TEL: () — —		／携帯電話: — — —		
	Email: — — —		@ — — —		
本件窓口	☐ 会員本人 ☐ その他(ご氏名 (続柄等))				
ご連絡手段	☐ 電話希望(自宅・携帯電話)		☐ メール希望(上記にメールアドレスを記載ください)		
お申し出内容	1. 団体医師賠償責任保険		☐ 加入したい	☐ 詳しい説明をききたい	
	2. 休診補償制度 (団体所得補償保険)		☐ 加入したい	☐ 詳しい説明をききたい	
	3. 集団扱 自動車・火災保険		☐ 加入したい	☐ 詳しい説明をききたい ※ご加入中の保険証券の写しも送信ください。	
	4. がん保険		☐ 加入したい	☐ 詳しい説明をききたい	
	5. 医療機関用サイバー保険		☐ 加入したい	☐ 詳しい説明をききたい	
	6. その他連絡事項(保険に関するご相談等がございましたら記載ください。)				

個人情報の
取扱について

本票により頂戴したお客様の個人情報に基づき、当社が取扱う保険商品のご提案資料の送付をさせていただくことがあります。
また、お客様の情報を引受保険会社である損害保険ジャパン株式会社およびSOMPOひまわり生命保険株式会社に提供する場合
がありますので予めご了承ください。なお、お客様の個人情報の取扱いについてご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせ
ください。

ご不明な点はケンイまでお問い合わせください。TEL 092-431-4847